

# 全 員 協 議 会

日 時 令和3年10月28日（木）  
本会議休憩中議運終了後  
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

# 第 1、2 回議運決定事項

令和 3 年 1 0 月 2 8 日（木）

## ● 第 1 回議運決定事項

※ 正副委員長の互選であり、結果は本日の本会議で報告済

## ● 第 2 回議運決定事項

### 1 議案の審査方法について

#### (1) 第二次総合計画

**資料 1** のとおり進めることとした。

#### (2) 一般会計予算及び決算

**資料 2** のとおり進めることとした。

### 2 各種委員等の選出方法について

#### (1) 宇部・山陽小野田消防組合議会議員

#### (2) 市都市計画審議会委員

消防組合議会議員は 3 人（総務文教 2 人、民生福祉 1 人）、市都市計画審議会委員は 5 人（総務文教 1 人、民生福祉 1 人、産業建設 3 人）とすることとした。なお、委員の選出は、各委員会協議会で協議・決定することとした。

### 3 1 2 月定例会日程案について

**資料 3** のとおりとすることとした。

### 4 今後の検討事項について

#### (1) 特別委員会の設置

会派に持ち帰って検討することとした。

#### (2) 請願、陳情・要望書等の議員への早期配布

議長までの供覧が終わったら、速やかに全議員に配布することとした。

### 5 閉会中の調査事項について

**資料 4** のとおり閉会中に継続して調査することとした。

### 6 議事日程案について・・・**資料 5**

## 総合計画審査特別委員会の構成(案)

### 1 委員会の概要

- (1) 審査事項 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂及び  
中期基本計画の策定について
- (2) 委員数 21人（議長を除く議員全員）
- (3) 正副委員長 委員の互選による

### 2 分科会の設置

次の分科会を設置して審査する。

名称	定数	構成	審査事項
総務文教分科会	7人	総務文教常任委員	・中期基本計画のうち総務文教常任委員会所管部分
民生福祉分科会	7人	民生福祉常任委員	・中期基本計画のうち民生福祉常任委員会所管部分
産業建設分科会	7人	産業建設常任委員	・中期基本計画のうち産業建設常任委員会所管部分
基本構想分科会	9人	上記分科会から3人ずつ (分科会長必須)	・基本構想 ・中期基本計画のうち重点プロジェクト

### 3 分科会の構成員の名称

分科会の構成員の名称は、会長、副会長、委員とする。

### 4 分科会の正副会長

分科会の正副会長は、各常任委員会の正副委員長をもって充てる。

ただし、基本構想分科会は、委員の互選による。

## 総合計画審査特別委員会審査フロー

月日	会議名	内 容
10/28	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案上程、説明、<u>質疑</u>、特別委員会設置・付託</li> <li>※ 申し合わせにより、所属分科会に関する事項以外は質疑できるが、総括大綱的な質疑にとどめ、詳細な質疑は分科会で行う。</li> </ul>
	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正副委員長の互選</li> <li>○ 分科会の設置</li> <li>○ 企画課による概要説明、<u>質疑</u></li> <li>※ 概要説明に対して質疑を行う。詳細な質疑は分科会で行う。</li> <li>○ 今後の審査方法の確認</li> <li>○ 継続審査の決定</li> </ul>
閉会中	分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管部分の審査</li> </ul>
／ ＼ ／	(委員会)	<p style="text-align: center;">(必要があれば開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会長中間報告、質疑</li> <li>○ 今後の審査内容の協議</li> </ul>
／ ＼ ／	(分科会)	<p style="text-align: center;">(必要があれば開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管部分の審査</li> </ul>
／ ＼ ／	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会長報告、質疑、討論、採決</li> <li>※ 修正等がある場合、討論、採決は後日行う。</li> </ul>
／ ＼ ／	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員長報告、<u>質疑</u>、討論、採決</li> <li>※ 議長を除く全議員が付託先の委員であり、委員会での審査の経過と結果を最もよく承知しているため、本会議で質疑を行う必要性がない。したがって、事実上、質疑を想定していない。</li> </ul>

## 山陽小野田市議会一般会計予算決算常任委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号。以下「委員会条例」という。）及び山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定めるもののほか、一般会計予算決算常任委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置等)

第2条 一般会計予算決算常任委員会に会議規則第101条の規定により次の表の左欄に掲げる分科会を置き、その担当事項はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	担 任 事 項
総務文教分科会	総務文教常任委員会が所管する部分
民生福祉分科会	民生福祉常任委員会が所管する部分
産業建設分科会	産業建設常任委員会が所管する部分

(分科会の組織等)

第3条 分科会の委員は、次の各号に掲げる分科会の区分に応じ、当該各号に定める委員会の委員とする。

- (1) 総務文教分科会 総務文教常任委員会
- (2) 民生福祉分科会 民生福祉常任委員会
- (3) 産業建設分科会 産業建設常任委員会

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

3 分科会長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は欠けたときは分科会長の職務を行う。

(分科会の運営等)

第4条 分科会は、分科会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 分科会においては、討論及び採決は行わない。
- 4 分科会長は、分科会での審査の内容をまとめ、一般会計予算決算常任委員会で報告するものとする。
- 5 分科会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、分科会の運営については、委員会条例及び会議規則に定める委員会に関する規定を準用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、一般会計予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項は一般会計予算決算常任委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月28日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年10月9日限り、その効力を失う。

## 一般会計予算決算常任委員会審査フロー

会議名	内 容
本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案上程、説明、<u>質疑</u>、委員会付託</li> <li>※ 申し合わせにより、所属分科会に関する事項以外は質疑できるが、総括大綱的な質疑にとどめ、詳細な質疑は分科会で行う。</li> </ul>
分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管部分の詳細説明・質疑</li> </ul>
委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会長報告、質疑、討論、採決</li> </ul>
本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員長報告、<u>質疑</u>、討論、採決</li> <li>※ 議長を除く全議員が付託先の委員であり、委員会での審査の経過と結果を最もよく承知しているため、本会議で質疑を行う必要性がない。したがって、事実上、質疑を想定していない。</li> </ul>

## 令和3年第4回（12月）定例会日程（案）

月	日	曜日	日程	備考
11	15	月		
	16	火		
	17	水	告示	
	18	木	一般質問通告締切	
	19	金	議運	
	20	土		
	21	日		
	22	月		
	23	火		
	24	水	本会議初日・3委員会	
	25	木	委員会予備日	
	26	金	休会（議事整理日）	
	27	土		
	28	日		
	29	月	一般会計予算決算常任委員会・本会議	
	30	火	2委員会・分科会	
12	1	水	委員会・分科会	
	2	木	委員会予備日	
	3	金	休会（議事整理日）	
	4	土		
	5	日		
	6	月	一般質問	
	7	火	一般質問	
	8	水	一般質問	
	9	木	一般質問	
	10	金	一般質問	
	11	土		
	12	日		
	13	月	休会（議事整理日）	
	14	火	休会（議事整理日）	
	15	水	一般会計予算決算常任委員会	
	16	木	休会（議事整理日）	
	17	金	本会議最終日	
	18	土		
	19	日		



## 閉会中の調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
議会運営委員会	・次期議会の会期日程等の議会運営に関する事件及び議長の諮問事項に関すること。	令和3年12月定例会前日まで継続して閉会中調査する。

## 令和 3 年第 1 回（10 月）臨時会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
11	4	木	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計予算決算常任委員会（全体会）</li> <li>※分科会長報告、質疑、討論及び採決</li> </ul>
			午後 1 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>※特別委員会の正副委員長の選任報告</li> <li>・ 会議録署名議員の指名</li> <li>・ 議席の指定</li> <li>・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・ 宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選挙</li> <li>・ 閉会中の継続審査について（総合計画）</li> <li>・ 閉会中の調査事項について</li> </ul>